

協議第18号

協定項目17 公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり提案する。

共通の目的を持ち、2村合併により一体性が必要とされる公共的団体については、特別の事情がある場合を除き、各団体の事情を尊重しながら、統合又は再編するよう調整に努めるものとする。

平成16年11月24日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会長 関口定男

協定項目 No. 17 公共的団体等の取扱い

1 / 1

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等
公共的団体等の取扱い	別紙のとおり	別紙のとおり	共通の目的をもち、2村合併により一体性が必要とされる公共的団体については、特別の事情がある場合を除き、各団体の実情を尊重しながら、統合又は再編するよう調整に努めるものとする。

区 分	都幾川村	玉 川 村
総務関連	都幾川村区長会	玉川村区長会
	都幾川村自衛隊父兄会	玉川村自衛隊協力会
	都幾川村交通安全対策協議会	玉川村交通安全対策協議会
	都幾川村交通安全母の会	玉川村交通安全母の会
	小川地方交通安全協会都幾川支部	小川地方交通安全協議会玉川支部
	都幾川村交通指導員	玉川村交通指導員
	都幾川消防団	玉川消防団
政策財政関連	都幾川村コミュニティ協議会	玉川村コミュニティづくり村民運動推進協議会
税務関連	小川地区たばこ商業協同組合	玉川たばこ組合
住民福祉関連	都幾川村高齢者事業団	玉川村生きがい事業団
	都幾川村老人クラブ連合会	玉川村老人クラブ連合会
	社会福祉法人都幾川村社会福祉協議会	社会福祉法人玉川村社会福祉協議会
住民福祉関連	都幾川村民生委員・児童委員協議会	玉川村民生委員・児童委員協議会
	小川地区保護司会	小川地区保護司会
	都幾川村青少年問題対策協議会	
	都幾川村青少年相談員協議会	玉川村青少年相談員協議会
		玉川村青少年補導委員会
	都幾川村日本赤十字奉仕団	玉川村日赤奉仕団
	都幾川村遺族会	玉川村遺族会
	都幾川村身体障害者福祉会	玉川村身体障害者福祉会
	都幾川村手をつなぐ親の会	
	埼玉県更生保護観察協会小川支部	埼玉県更生保護観察協会小川支部

区 分	都幾川村	玉 川 村
保健医療関連		玉川村愛育班
		玉川村献血推進協議会
	都幾川村健康おばさんの会	
環境関連		
	都幾川村衛生委員会	玉川村衛生委員会
教育関連	都幾川村PTA連合会	玉川村PTA連絡協議会
	都幾川村体育協会	玉川村体育協会
	都幾川村スポーツ少年団本部	玉川村スポーツ少年団本部
	都幾川村文化協会	玉川村文化団体協議会
上下水道関連	西の沢簡易水道組合	
	大野簡易水道組合	
	七重簡易水道組合	
産業関連	都幾川村観光協会	
	都幾川村商工会	玉川村商工会
	都幾川村農産物生産者団体連絡協議会	玉川村農業推進協議会
	都幾川村生活改善グループ連絡協議会	玉川村生活改善グループ連絡協議会
		玉川村酪農協会
	小川地区猟友会都幾川支部	小川地区猟友会玉川支部
	大櫛林業研究会	
	緑の少年団	
団体数	37	32

協議第19号

協定項目18 補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについて、次のとおり提案する。

補助金、交付金等については、2村における従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、公益性、有効性、公平性の観点から見直しを図り、次の方針により調整する。

- 1 2村で同一あるいは、同種の団体に対する補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、できるだけ早い機会に統合の方向で調整する。
- 2 2村独自の補助金等については、従来からの経緯、実績を尊重し、新町全体の均衡を保つように調整する。
- 3 事業の方向性を考慮し、整理、統合できる補助金等については、各担当課により統合又は廃止の方向で調整する。

平成16年11月24日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会長 関口定男

協定項目 No.18 補助金、交付金等の取扱い

1 / 1

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等
補助金、交付金等	別紙1	別紙1	<p>調整方針</p> <p>補助金、交付金等については、2村における従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、公益性、有効性、公平性の観点から見直しを図り、次の方針により調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 2村で同一あるいは同種の団体に対する補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、できるだけ早い機会に統合の方向で調整する。 2 2村独自の補助金等については、従来からの経緯、実績を尊重し、新町全体の均衡を保つように調整する。 3 事業の方向性を考慮し、整理、統合できる補助金等については、各担当課により統合又は廃止の方向で調整する。 <p>留意事項</p> <p>補助金、交付金等の要綱整備については、担当課で協議し新町において調整する。</p>

資料1 補助金、交付金等一覧

(平成16年度当初予算より)

1 / 6

区分	都幾川村	玉川村
総務関連	職員福利厚生委員会交付金	職員互助会補助金
	村年金者連盟補助金	
	小川地区暴力排除推進協議会負担金	小川地区暴力排除推進協議会補助金
	村自衛隊父兄会補助金	玉川村自衛隊協力会補助金
	都幾川村交通安全対策協議会委員(報酬)	玉川村交通安全対策協議会補助金
	交通安全母の会補助金	玉川村交通安全母の会補助金
	交通災害加入推進費補助金	交通災害共済加入推進費
	交通指導員連絡協議会補助金	
	埼玉県建設国民健康保険組合補助金	埼玉県建設国民健康保険組合
	埼玉県土建国民健康保険組合補助金	埼玉県土建国民健康保険組合
	区長会補助金	区長会補助金
	行政区組織強化推進奨励費(報償費)	自治組織運営費補助金
	自治総合センターコミュニティ助成事業補助金	
	集会施設修繕費補助金	
		地域集会所敷地借上料補助金
	テレビ組合修繕費補助金	
企画関連	コミュニティ協議会補助金	玉川村コミュニティづくり村民運動推進協議会
	コミュニティイベント補助金	
		地域間交流推進事業費補助金
	バス運行費補助金(村営バス事業特別会計)	玉川村廃止代替貸切バス路線確保対策費補助金
税務関連	小川地区たばこ商業協同組合都幾川支部補助金	
		村内たばこ売上増徴収対策費
福祉関連	老人クラブ連合会補助金	老人クラブ連合会補助金
	単位老人クラブ(17団体)補助金	単位老人クラブ補助金
	高齢者事業団補助金	玉川村生きがい事業団運営費補助金
	生活ホーム運営費補助金	生活ホーム事業補助金
	グループホーム運営費補助金	

別紙 1 補助金、交付金等一覧

(平成16年度当初予算より)

2 / 6

区 分	都幾川村	玉 川 村
福祉関連	温泉等利用者補助金	玉川温泉保養所利用者補助金(高齢者)
		福祉鍼灸マッサージ補助金(70歳以上)
	スポーツ奨励費(ゲートボール場管理)	
	介護保険利用者負担助成事業(扶助費)	介護保険利用者負担補助金
	重度障害者居宅改善整備費補助金	重度身体障害者居宅改善整備費補助金
	身体障害者地域デイケア事業費補助金	心身障害者地域デイケア事業費補助金
	障害児・者生活サポート事業費補助金	障害児(者)生活サポート事業運営費補助金
	身体障害者自動車運転免許取得費補助金	障害者自動車運転免許取得費補助金
	身体障害者自動車改造費補助金	身体障害者自動車改造費補助金
	社会福祉法人による利用者負担額減免補助金	
	身体障害者診断書料補助金	身体障害者診断書料補助金
		玉川温泉保養所利用者補助金(障害者)
	障害者団体補助金	
	特別保育事業補助金	
	保育の実施(委託料)	家庭保育室委託料
	放課後児童健全育成事業(委託料)	
		福祉鍼灸マッサージ補助金(就学前乳幼児)
		1歳児担当保育士雇用費補助金
	村社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会補助金
	村社会福祉協議会補助金(基金利子分)	
	ボランティアセンター活動事業費補助金	
	民生委員活動費補助金	民生児童委員協議会補助金
	青少年相談員協議会活動費補助金	玉川村青少年相談員協議会補助金
小川地区青少年補導委員会分担金(負担金)	玉川村青少年補導委員会	
むらづくり活動支援事業補助金(5団体)		
保健関連	郡医師会助成金	比企医師会補助金
		愛育班補助金

別紙 1 補助金、交付金等一覧

(平成16年度当初予算より)

3 / 6

区 分	都幾川村	玉 川 村
保健関連		地域ふれあい事業実施補助金
		献血推進協議会補助金
	衛生委員会補助金	
環境関連	生ごみ処理器購入補助金	玉川村家庭用生ごみ処理器設置補助金
	廃品回収実施団体補助金	資源回収実施団体奨励金
		玉川村合併処理浄化槽設置整備事業補助金
		玉川村塵芥集積場設置費補助金
	自家用飲用水水質検査補助金	
	簡易水道組合補助金(大野・七重・西の沢地区)	
	都幾川・玉川水道企業団補助金	都幾川・玉川水道企業団補助金
	県環境整備事業推進積立金(負担金)	さいたま環境整備事業推進積立金
教育関連	管内職員研究会補助金	玉川班教育研究会負担金
	村校長会補助金	
	学校定期券乗車券購入補助金	
	P T A 連合会補助金	玉川村 P T A 連絡協議会補助金
		P T A 補助金
	進路指導対策費補助金	中学校進路対策費補助金
	体力向上推進委員会補助金	
	体験農業学習費補助金(各小・中学校)	児童、生徒野外活動補助金
	総合体験学習等費補助金(各小・中学校)	総合学習補助金(各小・中学校)
	社会体験チャレンジ事業補助金	中学生社会チャレンジ事業委託金
		小学校演劇鑑賞補助金
		中学校教養費補助金
	部活動育成費補助金	
	中学生海外派遣事業補助金	
	教員海外派遣補助金	
	学校体育祭補助金(各小・中学校)	

別紙 1 補助金、交付金等一覧

(平成16年度当初予算より)

4 / 6

区 分	都幾川村	玉 川 村	
教育関連	私立幼稚園就園奨励費負担金	幼稚園就園奨励費補助金	
		幼稚園就園奨励費補助金(対象外)	
	学校人権教育研修会補助金	玉川村人権教育推進協議会補助金	
	お話し会(報償費)	読書会補助金	
	文化協会補助金	文化団体協議会補助金	
		玉川もみじ太鼓実行委員会補助金	
		たまがわっこ育成推進委員会補助金	
		村民参加事業補助金	
		生涯学習支援事業補助金	
		玉川陣屋太鼓補助金	
		自然に親しむ会補助金	
		村指定無形文化財後継者育成事業補助金(6保存会)	
		県指定無形民俗文化財後継者育成事業補助金(2保存会)	
		県指定文化財管理事業補助金(慈光寺)	
		国指定文化財管理事業補助金(慈光寺)	
		県指定無形民俗文化財後継者育成事業補助金(流鏝馬)	
		体育指導委員制服(需用費)	体育指導委員、スポーツ推進員制服補助
		村体育協会補助金	玉川村体育協会補助金
		スポーツ少年団育成費補助金	玉川村スポーツ少年団本部補助金
			森林公園ﾌﾞｰﾙｵｰﾀｰﾗﾝﾄﾞ 利用補助金
			玉川村青少年ﾌｯﾄﾎﾞｰﾙ大会補助金
		学校開放運営委員会補助金	
		村民体育祭補助金	
	彩の国まごころ国体実行委員会補助金	彩の国まごころ国体玉川村実行委員会補助	
建設関連	木のある生活空間事業補助金		
産業関連	連合埼玉比企地域協議会補助金	連合埼玉比企地域協議会	
	川越地区労働基準協会小川分区補助金	川越地区労働基準協会	

別紙 1 補助金、交付金等一覧

(平成16年度当初予算より)

5 / 6

区 分	都幾川村	玉 川 村
産業関連	比企地域労働者福祉協議会補助金	比企地域労働者福祉協議会補助金
		都幾川農林産物直売所生産者組合
	農業生産支援事業補助金	農業者支援事業
		農業推進協議会
	地域農業集団育成補助金	
	やすらぎの交流空間施設管理費補助金	
	花いっぱい運動(需用費)	花の村づくり推進事業
	村病虫害防除協議会補助金	防除協議会
	有害鳥獣駆除(委託料)	小川獺友会玉川支部害鳥獣捕獲
		鳥獣被害防除対策事業費
	埼玉中部農業共済組合補助金	埼玉中部農業共済組合補助金
	農業近代化資金利子補給金	農業近代化資金利子補給金
		農道・水利・耕地組合補助金
		農業委員クラブ
		生活改善グループ連絡協議会
		たまがわ花菖蒲まつり
		乳牛検査
	中央部森林組合補助金	
	緑の少年団補助金	
	森林整備地域活動支援交付金	
	中山間地域直接支払制度交付金	
	農業基盤整備事業補助金	
	村商工会補助金	商工会運営費
		玉川村中小企業経営近代化資金利子補給金
		玉川村小口金融利子補給金
	比企西部支部法人会補助金	(社)東松山法人会比企西部支部
	村観光協会通年分補助金	

別紙 1 補助金、交付金等一覧

(平成16年度当初予算より)

6 / 6

区 分	都幾川村	玉 川 村
産業関連	村観光協会特別分補助金	
		玉川まつり
		地域活性化振興事業（玉川納涼まつり）
	駅からハイク補助金	
	つり大会補助金	
	都市と山村の交流推進事業実施補助金	
国民健康保険特別会計	保養所利用補助金	保養所利用補助金
	住民健診補助金	ミニ人間ドック受診補助金
		各種ガン検診補助金
	健康おばさんの会補助金	
合併処理浄化槽設置管理事業特別会計	汲取り式便槽等撤去費補助金	
	生活排水路等整備費補助金	

協議第20号

協定項目19 字名の取扱いについて

字名の取扱いについて、次のとおり提案する。

字の区域及び名称については、原則として現行のとおりとする。

平成16年11月24日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会長 関口定男

協定項目 No.19 字名の取扱い

1 / 1

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等
1 住居表示に関する事	未実施	未実施	
2 町名、字名の取扱いに関する事	大字番匠、大字本郷、大字別所、大字田中、大字桃木、大字関堀、大字馬場、大字瀬戸、大字大附、大字西平、大字雲河原、大字大野、大字櫛平 計 13	大字玉川、大字田黒、大字五明、大字日影 計 4	字の区域及び名称については、原則として現行のとおりとする。

協議第21号

協定項目20 慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 村章、村の花等、村民憲章、宣言、村表彰等については、新町において再編する。
- 2 名誉村民制度については、新町において再編する。
- 3 村長の主催する儀式（行事）については、新町において再編する。

平成16年11月24日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会長 関口定男

協定項目 No.20 慣行の取扱い

1 / 3

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等
1 村章に関する こと	<p>【内容】</p>  <p>【指定年月日】 昭和42年1月</p>	<p>【内容】</p>  <p>【指定年月日】 昭和39年1月30日</p>	<p>村章については、新町において再編する。</p>
2 村の花・木等 に関すること	<p>花 山つつじ 木 杉 鳥 セキレイ</p> <p>【指定年月日】 花・木 昭和52年6月 鳥 平成2年11月</p> <p>【指定理由】</p>	<p>花 さつき 木 赤松 鳥 カワセミ</p> <p>【指定年月日】 花・木 昭和57年12月25日 鳥 平成6年12月27日</p> <p>【指定理由】 花・木 玉川村を象徴とする花及び木として 鳥 玉川村の恵まれた自然環境の保全及び愛鳥思想の普及に資するため、村を象徴する鳥として</p>	<p>村の花・村の木等については、新町において再編する。</p>

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等
3 村民憲章に関する こと	【制定年月日】 昭和55年11月 【内 容】 別紙のとおり	【制定年月日】 昭和57年12月25日 【内 容】 別紙のとおり	村民憲章については、新町において再編する。
4 宣言に関する こと	・ 健康宣言 ・ 人権尊重の村宣言	・ スポーツの村宣言 ・ 人権尊重の村宣言	宣言については、新町において再編する。
5 村表彰等に関する こと	都幾川村表彰 【目的】 村の発展に寄与し、かつ、 広く村民の模範となるべき 功績のあった個人及び団体を 表彰する。 【内容】 表彰等は、村長が表彰状又は 感謝状を授与してこれを行 う。表彰等には、副賞を 備えることができる。表彰 は、原則として関係する行 事の開催時に行う。 【実績】 平成14年度 0人 平成15年度 0人	玉川村表彰 【目的】 広く村民の模範となるべき 功績のあった個人及び団 体に表彰又は感謝状の贈呈 をする。 【内容】 表彰等は、村長が表彰状 又は感謝状を授与してこれ を行う。表彰には副賞をそ えるものとする。 表彰は毎年1回定期に行 う。 【実績】 平成14年度 1人 平成15年度 2人	町表彰等については、新町において再編する。
6 名誉村民表彰 に関する こと	都幾川村名誉村民 【目的】 広く社会文化の興隆に功績 のあった者に対し、その功 績と栄誉をたたえるため名 誉村民の称号を贈り、村民 敬愛の対象として顕彰する こと。 【名誉村民】 該当なし	玉川村名誉村民 【目的】 広く社会文化の興隆に功績 があった者に対しその功績 と栄誉を称えるため名誉村 民の称号を贈り村民の社会 文化興隆に対する意欲の高 揚を図る。 【名誉村民】 4名（内物故者3名） 【慰労年金】 年間200,000円 （年2回 6月、12月）	名誉村民制度については、新町において再編する。

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等
7 儀式(行事) に関する事	合同新年会	新年会 叙勲受章祝賀会 (公職者のみ)	村長の主催する儀式 (行事)については、 新町において再編す る。

協議第22号

協定項目21 行政区（行政連絡機構）の取扱いについて

行政区（行政連絡機構）の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 区長会との連絡調整については、現行のとおりとし、合併後に区長会と協議する。
- 2 行政区については、現行の名称及び区域を新町に引き継ぎ、その後調整する。

平成16年11月24日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会長 関口定男

協定項目 No.21 行政区（行政連絡機構）の取扱い

1 / 1

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等
1 区長会との連絡調整	<p>[都幾川村区長会]</p> <p>行政区数 34区</p> <p>(連絡調整事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係課及び地域各種団体との連絡調整 ・村への要望の受付 ・広報紙等の配布及び回覧 ・警察署との連携（地域安全推進員の委嘱） 	<p>[玉川村区長会]</p> <p>行政区数 21区</p> <p>(連絡調整事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係課及び地域各種団体との連絡調整 ・村への要望の受付 ・広報紙等の配布及び回覧 ・警察署との連携（地域安全推進員の委嘱） 	<p>区長会との連絡調整については、現行のとおりとし、合併後に区長会と協議する。</p>
2 行政区名等の取扱い	<p>都幾川村区長設置規則により行政区を設置している。</p>	<p>玉川村区長設置条例により行政区を設置している。</p>	<p>行政区については、現行の名称及び区域を新町に引き継ぎ、その後調整する。</p>

協議第23号

協定項目22-1 人権政策事業の取扱いについて

人権政策事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 国連10年行動計画・実施計画については、合併後、速やかに新たな計画を策定する。
- 2 同和対策（行政・教育）基本方針については、合併後、速やかに再編する。
- 3 人権尊重の村宣言については、合併後、新町において再編する。

平成16年11月24日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会長 関口定男

協定項目 No.22- 1 人権政策事業の取扱い

1 / 2

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等
1 国連10年行動計画・実施計画に関すること	<p>都幾川村人権教育のための国連10年推進本部を平成11年1月1日設置した。</p> <p>【行動計画概要】 平成11年度 (平成12年3月)</p> <p>【実施計画】 計画期間は、平成12年度から平成16年度の5年間 平成13年3月に実施計画を策定する。</p>	<p>玉川村人権教育のための国連10年推進本部を平成10年12月25日設置した。</p> <p>【行動計画概要】 平成11年度 (平成12年3月)</p> <p>【実施計画】 計画期間は、平成12年度から平成16年度の5年間 平成13年3月に実施計画を策定する。</p>	<p>国連10年行動計画・実施計画については、合併後、速やかに新たな計画を策定する。</p>
2 同和対策(行政・教育)基本方針に関すること 同和対策基本方針(行政)	<p>【策定年月】 平成14年度 (平成15年3月)</p> <p>【概要】 1 同和行政の経過と現状 2 同和対策の成果と課題 3 今後の同和行政の基本的方向 4 今後の同和行政の柱 5 その他の課題</p>	<p>【策定年月】 平成14年度 (平成15年3月)</p> <p>【概要】 1 同和行政の経過と現状 2 同和対策の成果と課題 3 今後の同和行政の基本的方向 4 今後の同和行政の柱 5 その他の課題</p>	<p>同和対策(行政・教育)基本方針については、合併後、速やかに再編する。</p>
同和教育基本方針(教育)	<p>【策定年月】 平成16年度 (平成16年4月)</p>	<p>【策定年月】 平成15年度 (平成16年3月)</p>	

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等
3 人権尊重の村宣言に関すること	<p>【宣言年月日】 平成6年3月17日議決</p> <p>【決議文】 人間は、だれでも自由と平等を願い、健康で豊かな生活をもとめている。この願いを実現するためには、あらゆる差別を撤廃し、すべての人々の権利が尊重されることが必要不可欠である。しかしながら、我が国における人権侵害は今なお依然として存在しており、この問題を解決することは国民的課題である。</p> <p>特に同和問題は今日いまだに解消されず、差別が現存することは、誠に遺憾である。</p> <p>今こそ私たちは、民主主義と基本的人権を保障した憲法の精神を一人ひとりが理解し、日常生活に生かす努力を全村民の目標とし、明るく住みよい都幾川村を実現しなければならない。</p> <p>よって、人権尊重の精神を全村民の意思として築き上げるため、ここに都幾川村を「人権尊重の村」とすることを宣言する。</p> <p>【看板の文面】 人権尊重の村宣言 都幾川村</p>	<p>【宣言年月日】 平成6年3月10日議決</p> <p>【決議文】 人間は、だれでも自由と平等を願い、健康で豊かな生活を求めている。この願いを実現するためには、あらゆる差別を撤廃し、すべての人々の権利が尊重されることが必要不可欠である。しかしながら、我が国における人権侵害は、今なお依然として存在しており、この問題を解決することは、国民的課題である。</p> <p>特に同和問題は今日いまだに解消されず差別が現存することは、誠に遺憾である。</p> <p>今こそ私たちは、民主主義と基本的人権を保障した憲法の精神を一人ひとりが理解し、日常生活に生かす努力を全村民の目標とし、明るく住みよい玉川村を実現しなければならない。</p> <p>よって、人権尊重の精神を全村民の意思として築き上げるため、ここに玉川村を「人権尊重の村」とすることを決議する。</p> <p>【看板の文面】 差別をなくして、明るいむらづくり 人権尊重の村 玉川村</p>	<p>人権尊重の村宣言については、合併後、新町において再編する。</p>

協議第24号

協定項目22 - 2 女性政策事業の取扱いについて

女性政策事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

男女共同参画計画に関することは、合併後、速やかに再編する。

平成16年11月24日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会長 関口定男

協定項目 No. 2 2 - 2 女性政策事業の取扱い

1 / 1

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等
1 男女共同参画計画に関すること	ときがわ男女共同参画プラン 策定 平成 14 年 3 月 < 計画期間 > H14 ~ 23 の 10 年間 (平成 1 8 年度に おいて見直し)	たまがわいきいき未来プラン 策定 平成 11 年 3 月 < 計画期間 > H11 ~ 17 年の 7 年間 (前期) H11 ~ 14 年の 4 年間 (後期) H15 ~ 17 年の 3 年間	1 男女共同参画計画に関することは、合併後、速やかに再編する。

協議第25号

協定項目22-3 電算システム事業の取扱いについて

電算システム事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

電算システム事業の取扱いについては、住民サービスの低下を招かないよう、合併時に電算システムの統合を図るものとする。

- 1 住民情報システムは、合併時に統合する。
- 2 住民情報システム以外のシステムについては、各事務事業の一元化作業により調整を図る。

平成16年11月24日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会長 関口定男

協定項目 No.22-3 電算システム事業の取扱い

1 / 2

1. 住民情報システム (都幾川村にシステムあり、 玉川村にシステムあり)

システム名	都幾川村	玉川村	調整方針等
住民記録関連 住基ネット 住民記録 印鑑登録 税関連 個人住民税 固定資産税 軽自動車税 収納管理 申告支援 国民健康保険関連 国民健康保険 国民年金関連 国民年金 老人保健関連 老人保健 福祉関連 障害者医療 障害者福祉(支援費含) 児童手当 保育料 乳幼児医療 ひとり親医療 児童医療 介護保険 選挙関連 選挙			電算システム事業の取扱いについては、住民サービスの低下を招かないよう、合併時に電算システムの統合を図るものとする。 住民情報システムは、合併時に統合する。

2. 内部情報システム (都幾川村にシステムあり、 玉川村にシステムあり)

システム名	都幾川村	玉川村	調整方針等
グループウェア 総合行政ネットワーク (LGWAN) 財務会計			各事務事業の一元化作業により調整を図る。

3. 個別システム（ は両村にシステムあり、 はシステムあり）

システム名	都幾川村	玉川村	調整方針等
戸籍処理 健康管理 人事管理 給与管理 農家台帳 農地転作管理 農地台帳 畜犬管理 建築確認 学齢簿 給食システム 図書館 業者登録管理 積算システム 介護認定支援 ホームページ 郵便局送信システム設置に伴うFAX送信サブシステム 地籍情報 衛星通信ネットワーク 防災情報 山林台帳	(畑を除く) (畑を含む)		各事務事業の一元化作業により調整を図る。

調整の具体的内容
<p>新町情報システム構築の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の視点に立った質の高い行政サービスの提供 情報化による地域産業の振興 行政事務の高度化・効率化 情報化社会に対応できる行財政運営の確立 <p>電算システム統合の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 新町発足時の「安全・確実」の稼働を最優先とし、限られた期限内で低リスク、低コストを基本に、住民サービスの低下をきたさないようにする。 住民サービスの向上、行政の効率化につながるよう配慮する。 住民サービスに地域格差を生じないように努める。 電子自治体への対応は、現在必要と思われる機能を取り入れる。

協議第26号

協定項目22-4 情報公開、個人情報保護制度の取扱いについて

情報公開、個人情報保護制度の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 情報公開、個人情報保護制度については、合併時に再編する。
- 2 情報公開・個人情報保護審査会及び情報公開・個人情報保護審議会については、合併時に再編する。

平成16年11月24日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会長 関口定男

協定項目 No.22- 4 情報公開、個人情報保護制度の取扱い

1 / 2

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等
1 情報公開	<p>目的:村民の村政情報の公開を求める権利を明らかにするとともに、村政情報の公開について必要な事項を定める</p> <p>条例施行年月日 (平成15年4月1日)</p> <p>公開対象文書 平成15年4月1日以降に作成、取得した公文書</p> <p>請求者の定義:村内在住・在勤又は在学の者、村内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの</p> <p>請求件数(H15年度) 7件(H15年3月末まで)</p> <p>実施機関 全ての機関で実施</p> <p>手数料:無料 コピー代:20円</p>	<p>目的:村民の知る権利を補償するため、村が保有する公文書を公開する</p> <p>条例施行年月日 (平成14年10月1日)</p> <p>公開対象文書 平成14年4月1日以降に作成、取得した公文書</p> <p>請求者の定義:何人でも公開請求できる。</p> <p>請求件数(H15年度) 4件(H15年3月末まで)</p> <p>実施機関 全ての機関で実施</p> <p>手数料:無料 コピー代:30円</p>	<p>情報公開、個人情報保護制度については、合併時に再編する。</p>

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等
2 個人情報保護制度	<p>条例施行年月日 (平成15年4月1日)</p> <p>[制度の概要] ・個人情報取扱いの基本的ルール ・自己の個人情報コントロールの手続</p>	<p>条例施行年月日 (平成14年10月1日)</p> <p>[制度の概要] ・個人情報取扱いの基本的ルール ・自己の個人情報コントロールの手続</p>	
<p>3 情報公開・個人情報保護審査会等</p> <p>(1) 情報公開・個人情報保護審査会</p> <p>(2) 情報公開・個人情報保護審議会</p>	<p>委員数：3名 任期：2年 委員資格：優れた学識又は経験を有する者</p> <p>委員数：8名以内 任期：2年 委員資格：学識又経験を有する者、各種団体の役員等</p>	<p>委員数：5名以内 任期：2年 委員資格：識見を有する者</p> <p>該当なし</p>	<p>情報公開・個人情報保護審査会及び情報公開・個人情報保護審議会については、合併時に再編する。</p>

協議第27号

協定項目22-5 広報広聴事業の取扱いについて

広報広聴事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 広報紙は、月1回発行とし、発行日及び配布方法は合併時に再編する。
- 2 ホームページは、合併時に再編する。
- 3 要覧については、合併後1年を目途に再編する。
- 4 村長への手紙・Eメール・村政モニター制度については、合併時に再編する。

平成16年11月24日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会長 関口定男

協定項目 No.22- 5 広報広聴事業の取扱い

1 / 3

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等
<p>1 広報 (広報紙発行)</p>	<p>広報紙名 広報ときがわ</p> <p>発行日 毎月第 4 週金曜日 (月 1 回)</p> <p>サイズ・枚数等 A 4 判 平均 20 ページ 1 色刷り</p> <p>発行部数 2,800 部</p> <p>ページ単価 《 1 色刷り 》 6.2 円</p> <p>納品 ・紙媒体 ・ P D F ファイル</p> <p>印刷方法 レイアウト編集(DTP)は 職員が行い、印刷は業者 に委託</p> <p>配布方法 《行政区加入者》 行政区に委託 《行政区未加入者》 村内公共施設で 希望者に配布</p> <p>広告掲載 なし</p>	<p>広報紙名 広報たまがわ</p> <p>発行日 毎月 15 日 (月 1 回)</p> <p>サイズ・枚数等 A 4 判 平均 16 ページ 2 色刷り (年 3 回表紙加)</p> <p>発行部数 1,800 部</p> <p>ページ単価 《表紙カラー》 8.75 円 《 2 色刷り 》 10.625 円</p> <p>納品 紙媒体</p> <p>印刷方法 レイアウト編集は職員 が行い、印刷は業者に委 託</p> <p>配布方法 《行政区加入者》 行政区に委託 《行政区未加入者》 役場で 希望者に配布</p> <p>広告掲載 なし</p>	<p>広報紙は、月 1 回発 行とし、発行日及び 配布方法は合併時 に再編する。</p>
<p>2 広報 (ホ ー ム ペ ー ジ)</p>	<p>導入 平成 12 年 4 月</p> <p>利用システム ハウジングサービス</p> <p>更新時期 随時</p> <p>更新方法 担当課職員</p>	<p>導入 平成 13 年 12 月</p> <p>利用システム ホスティングサービス</p> <p>更新時期 随時</p> <p>更新方法 担当課職員</p>	<p>ホームページは、合 併時に再編する。</p>

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等
3 村勢要覧の発行	<p>要覧名 木のくに都幾川 (平成7年6月発行) 同ダイジェスト版 (平成13年度発行)</p> <p>発行時期 不定期</p> <p>サイズ及びページ数 A4判 本編 = カラー48ページ 資料編 = 1色刷り 8ページ</p> <p>作成部数 5,000部</p> <p>一部あたり単価 884.20円</p> <p>活用 視察時等の資料</p>	<p>要覧名 木の香るむら玉川 (平成15年3月発行) 同ダイジェスト版 (平成14年度発行)</p> <p>発行時期 不定期</p> <p>サイズ及びページ数 A4判 本編 = カラー12ページ (中綴、中8ページは観音折)</p> <p>作成部数 1,000部</p> <p>一部あたり単価 54.00円</p> <p>活用 視察時等の資料 希望者に無償頒布</p>	要覧については、合併後1年を目途に再編する。
4 広聴(村長への手紙)	<p>聴取方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設に村長あての封筒を設置 ・ 電子メール <p>対応 村長へ回覧し、担当課に回答を求め、決裁後、本人に回答。</p>	制度なし	村長への手紙・Eメール・村政モニター制度については、合併時に再編する。

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等
4 村政モニター に関すること	<p>名称 村政モニター</p> <p>職務 ・ 意見書提出 ・ 会議出席 ・ アンケート回答</p> <p>選出方法 無作為抽出</p> <p>定員 30名</p> <p>委嘱期間 2年間</p> <p>謝礼 会議1回あたり 2,200円 アンケート回答 1回あたり500円</p>	制度なし	

協議第28号

協定項目22 - 6 国際交流、広域交流事業の取扱いについて

国際交流、広域交流事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 国際交流に関する事務の負担金については、合併時までに調整する。
- 2 海外派遣事業については、合併後速やかに再編する。

平成16年11月24日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会長 関口定男

協定項目 No. 2 2 - 6 国際交流、広域交流事業の取扱い

1 / 1

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等
1 国際交流に関する事務	【負担金】 ・日本国際連合協会埼玉県本部	該当なし	1 国際交流に関する事務の負担金については、合併時まで調整する。
2 海外派遣事業	・都幾川村海外派遣事業 ・ニュージーランド ・生徒 16名 ・9日間 ・5,400千円(15年度)	該当なし	2 海外派遣事業については、合併後速やかに再編する。